

市民税賦課事業

1. 個人市民税（平成27年度 現年課税分調定額 5,657,002千円）

市内に住所を有する個人、市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない個人に対し、市民税申告書や給与支払報告書等の各種課税資料を基に個人市民税の賦課を行った。

(1) 平成27年度個人市民税納税義務者数

徴収区分	納税義務者の区分	義務者数	構成比(%)
普通徴収※	均等割※のみを納める者	2,102	4.2
	所得割※のみを納める者	0	0.0
	均等割と所得割を納める者	14,364	28.9
	計	16,466	33.1
特別徴収※	均等割のみを納める者	1,694	3.4
	所得割のみを納める者	0	0.0
	均等割と所得割を納める者	31,608	63.5
	計	33,302	66.9
合 計	均等割のみを納める者	3,796	7.6
	所得割のみを納める者	0	0.0
	均等割と所得割を納める者	45,972	92.4
	計	49,768	100.0

※普通徴収 … 納税義務者に直接納税通知書を交付し、税金を徴収する方法

※特別徴収 … 給与支払者や年金事業者により、給与年金等から税金を差し引きして徴収する方法

※均等割 … 所得金額がある一定以上の人に一律の額が課税される税金

※所得割 … 課税所得に比例して課税される税金

2. 法人市民税（平成27年度 現年課税分調定額 724,541千円）

市内に事業所・事務所または寮等を持っている法人（会社など）に対し、従業員数や資本等の金額に応じて負担する均等割と法人の所得に応じて負担する法人税割からなる法人市民税の適正・公平な賦課に努めた。

(1) 均等割（平成27年度 現年課税分調定額 197,421千円）

区分	資本金等の額	市内の従業者数	税率（円）	法人数
1号	1千万円以下	50人以下	60,000	1,239
2号	1千万円以下	50人超	144,000	3
3号	1千万円超 1億円以下	50人以下	156,000	208
4号	1千万円超 1億円以下	50人超	180,000	15
5号	1億円超 10億円以下	50人以下	192,000	60
6号	1億円超 10億円以下	50人超	480,000	10
7号	10億円超	50人以下	492,000	83
8号	10億円超 50億円以下	50人超	2,100,000	3
9号	50億円超	50人超	3,600,000	10
合		計		1,631

(2) 法人税割（平成27年度 現年課税分調定額 527,120千円）

区 分	税率（%）		法人数
	事業年度の開始日が平成26年9月30日以前	事業年度の開始日が平成26年10月1日以降	
資本金等の額が1億円を超える法人および保険業法に規定する相互会社	14.7	12.1	653
上記以外の法人	12.3	9.7	